

第4章

ライフステージ別の支援

こどもの誕生前から幼児期は、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。学童期・思春期は、こどもが身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性を育む時期であるとともに、様々なことに悩んだりする繊細な時期でもあります。青年期は、成人へと移行していくための準備期間であり、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントが重なる時期でもあります。

第4章では、こども・若者や子育て家庭への支援を、その成長段階、ライフステージ別にまとめます。

- 1 こどもの誕生前から幼児期
- 2 学童期・思春期
- 3 青年期



1 こどもの誕生前から幼児期

1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの切れ目ない支援

現状と課題

- 全国的に、第1子の出産年齢が上昇し、妊娠・出産等に対するリスクの増加、早産・低出生体重児の増加などの課題がみられます⁴。こどもを生子、育てたいという気持ちを尊重し、母子の安全を確保することが重要です。
- 本市の出生数は減少傾向が続いていますが、こども・若者アンケートの結果では、将来こどもが欲しい・もっとこどもが欲しいという気持ちが「すごくある」「どちらかといえばある」を合わせて71.4%となっています。こどもをもちたいと考える人が安心してこどもをもつことができる環境を整備することが重要です。
- 妊産婦の負担軽減を図る取り組み、生まれてくるこどもとその母親の健康管理のサポート、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、正しい知識の普及や、保健・医療制度の周知、相談体制の充実などが求められます。
- 唐津市こども・若者ヒアリング～からっっこ VOICE～2025 の中でも、どの年代からも子育てしやすい環境を望む声が聴かれました。

相談支援体制の充実

母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩み等を気軽に相談でき、支援を受けられる体制の周知を図るとともに、保健指導等を行います。

施策の方向

医療体制の充実

周産期医療体制の充実、妊婦・幼児に対する歯科健診の実施、妊婦健康診査事業、各種予防接種事業を行い、母子の生命・健康を守ります。

一人で抱え込まない子育て

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象とした全戸訪問事業や、こども家庭センターによる全ての妊産婦や乳幼児に対する切れ目ない包括的支援を通し、一人で抱え込まない子育てを目指します。



4 厚生労働省令和6年度人口動態統計月報年計(概数)、厚生労働省令和3年度人口動態統計特殊報告より。

具体的な取り組み

1	<p>母子健康手帳交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 妊娠届出時に、妊娠から出産、出生後の赤ちゃんの成長・発達を記録していく母子健康手帳を交付します。 ➤ 母子健康手帳交付時に、妊娠週数に応じて、妊婦健康診査受診票を発行し、丁寧な面談をすることでハイリスク妊婦を把握し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。 <p style="text-align: right;">健康増進課</p>
2	<p>妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 妊娠や育児の不安解消を図るため、妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導を行います。 <p style="text-align: right;">健康増進課</p>
3	<p>妊婦健康診査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 母子健康手帳交付時に、妊娠週数に応じて、妊婦健康診査受診票を発行します。 ➤ 妊婦および胎児の健康状態を把握し、母体の健康管理や胎児の成長を促すために、疾病や異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげ、健康の保持増進を図ります。 <p style="text-align: right;">健康増進課</p>
4	<p>妊婦歯科健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 母子健康手帳の交付時に歯科健診の必要性(歯周病菌による早産予防など)について、周知・啓発を図ります。 <p style="text-align: right;">健康増進課</p>
5	<p>妊娠期の栄養指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 母子健康手帳交付時などを通じて、妊婦健康診査の必要性、適切な体重増加量について説明を行い、妊娠中の健康管理を支援します。 ➤ 健康への関心が高まりやすい妊婦やその家族に対して、適切な生活習慣の指導を行います。 ➤ 妊婦健康診査および受診後に、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病などの保健指導を行います。 ➤ 妊婦健康診査や産婦健診の結果に合わせた食事指導や保健指導と、産後の定期的な健診の受診勧奨により将来の生活習慣病発症予防につなげます。 <p style="text-align: right;">健康増進課</p>

電子母子手帳（からつっこ）アプリ

- 6
- アプリ使用により、母子健康手帳交付の事前予約とアンケートを実施し、交付時には事前アンケートの内容に基づき相談、保健指導を行います。

健康増進課

周産期医療体制の充実

- 7
- 母子健康手帳の交付時に、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩み等を気軽に相談できる体制の周知を図るとともに、相談、保健指導を行います。
 - 周産期医療対策委員会および専門部会を実施して、市内における周産期医療体制の状況を把握し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するための体制の確保を図ります。

地域医療課／健康増進課

産婦健診

- 8
- 母子健康手帳交付時に産婦健診票を2枚発行します。
 - 産後2週間、1か月時に健診を実施することで、出産後間もない体と心の状態を確認します。また、医療機関と連携を図り、必要な子育て支援サービスを提供します。

健康増進課

産後ケア事業

- 9
- 心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間、支援を必要とする母子に対し、心身のケアや授乳・相談等の育児支援を行います。
 - 市内の産婦人科医療機関で宿泊型（ショートステイ）、日帰り型（デイサービス）のサービスを提供します。また、保健センターの助産師等が自宅を訪問し産後の支援を行うアウトリーチ型サービスも行います。

健康増進課

2か月児相談

- 10
- 生後2か月児を対象に発育測定や各種母子保健事業の説明・育児相談を行います。
 - 2か月児の発達の特徴や育児についての相談・助言等を行います。

健康増進課

乳幼児予防接種

11

- 乳幼児に定期的な予防接種を実施し、疾病の罹患を防ぐとともに、継続的な実施で疾病のまん延を予防します。
- 未接種者への受診勧奨を行い、接種率 100%を目指します。

健康増進課

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

12

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行います。

健康増進課

母子保健推進員の活動事業

13

- こどもたちが心身ともにすこやかに成長できるよう、地域住民の自主的な地域活動組織を育成し、地域の母子保健の向上を目指します。
- 地域に密着した活動により母子保健の向上に努めます。

健康増進課

乳児健康診査

14

- 出生届時に1人あたり2枚の乳児一般健康診査受診票を発行します。
- 身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことで異常の早期発見・早期治療につなげ、必要に応じて適切な保健指導を行い、乳児の健康の保持増進を図ります。
- 2か月児相談や乳児家庭全戸訪問等、保健師と出会う場面で乳児健康診査の重要性を伝え、受診につながるよう取り組みます。
- 未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上を目指します。

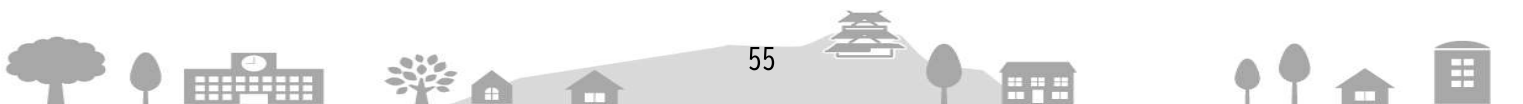
健康増進課

親子食育教室

15

- 離乳食初期の母子を対象に離乳食の必要性和乳幼児期の成長発達を含めた食の大切さ、食に関する知識の普及および育児支援を図ります。

健康増進課



7か月児相談

16

- 生後7か月児を対象に発育測定や発達チェック、育児相談、離乳食相談、歯磨き指導等を行います。
- 7か月児の発達の特徴や育児について学習し、乳児から幼児に成長する過程の中で、生活リズムを整えていくための支援を行います。

健康増進課

乳幼児期の栄養指導

17

- 乳幼児の成長段階に応じて栄養指導を行います。
- 1歳6か月児・3歳児健康診査時などに、肥満・やせの幼児および保護者に対する栄養指導を行います。
- 食育月間に合わせて、保育所や幼稚園などと連携し、食育の普及・啓発に努めます。

健康増進課

1歳6か月児健康診査

18

- 1歳6か月から1歳11か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行います。
- 未受診者に対して受診勧奨を行い、受診率100%を目指します。

健康増進課

2歳児歯科教室

19

- 2歳児とその保護者に対して、歯科保健の健康教室を実施し、口腔保健の意識の向上に努めます。
- 歯科健診やフッ化物塗布によるむし歯予防の推進だけでなく、心身の発達や育児不安などについての相談支援を行います。
- 対象児にとどまらず親子での歯科健診の受診を勧奨し、家族みんながお口の健康に関心を持ってもらえるよう取り組みます。

健康増進課

3歳児健康診査

20

- 3歳6か月から3歳11か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行います。
- 未受診者に対して受診勧奨を行い、受診率100%を目指します。

健康増進課

フッ化物塗布事業

21

- 1歳6か月児健康診査、2歳児歯科教室、3歳児健康診査の実施時にフッ化物を塗布することで歯質を強化し、歯の健康に対する意識を高め、むし歯予防につなげます。

健康増進課

フッ化物洗口の推進

22

- 保育所・認定こども園・小学校・中学校において集団でフッ化物洗口を行うことにより、歯質を強化し、むし歯予防につなげます。
- 継続してフッ化物洗口ができるように保育所・認定こども園等をサポートします。
- 多くの子どもたちが実施できるよう、未実施の園等に理解を深めてもらい、むし歯予防に努めます。

健康増進課

5歳児子育て相談会

23

- 専門家による個別相談会を実施し、保護者の育児不安の軽減と、5歳児の就学後の不適応を少なくするための支援を行います。
- 5歳児（年中児）を対象とした5歳児健康診査について、医療機関等の関係機関との連携・調整、課題の整理を行い、実施に向けた体制整備を進めていきます。

健康増進課

こども家庭センター

24

- こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、こどもや子育て家庭に対して児童福祉機能および母子保健機能による包括的な支援を切れ目なく提供します。

こども家庭センター

妊婦等包括相談支援事業

25

- 妊娠期から子育て期の切れ目ない相談支援を行います。
- 児童福祉機能と母子保健機能において、情報共有と連携強化を図ります。

こども家庭センター／健康増進課

妊娠期から幼児期までのDVや虐待予防への支援

- 26
- こどもの発達に伴う様々な困りごとや悩みに対応した相談窓口につなげるなど、乳幼児期の相談体制を充実します。
 - 乳児家庭全戸訪問、養育訪問により子育ての状況を把握し、適正な相談対応と支援を行います。
 - 妊娠期からのDVや虐待の予防につなげるため、妊娠届出時に支援者の有無や心身の問題など、子育て環境の聴き取りを十分に行い、必要に応じて継続した相談対応などを行います。

健康増進課／こども家庭センター

経済的支援が必要な妊産婦の入院助産支援

- 27
- 経済的理由により入院助産が受けられない妊産婦に対し、入院助産ができるように支援します。

こども家庭センター

子育て支援センター

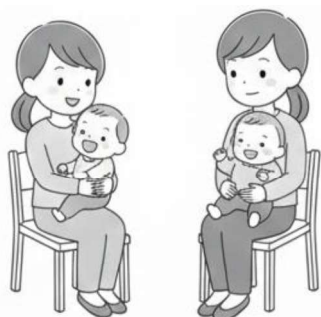
- 28
- 子育て支援センターにおいて、妊婦、乳幼児期からの子育てに関する相談や交流、情報提供を行います。
 - 子育て支援センターの一層の周知を徹底し、事業の充実を図ります。

児童保育課

からつの赤ちゃん応援事業

- 29
- 「からつっ子応援ギフト」で赤ちゃん誕生をお祝いするとともに、ギフト配付時に子育てに関する相談業務・市が実施する子育て支援事業の周知に努めます。

こども家庭課



2 こどもの成長の保障と遊びの充実

現状と課題

- 少子化や核家族化などにより、子育て環境は変化を続けており、保育所や認定こども園等における教育・保育への期待は高まっています。また、こどもたちの発達や学びの連続性を確保する観点から、保育所等と小学校の連携体制を強化していくことも重要です。
- 本市内では、保育所 36 か所、認定こども園 15 か所、地域型保育事業所 4 か所⁵で幼児期の教育・保育を行うほか、地域子ども・子育て支援事業として多様な教育・保育を実施しています。
- 令和6年のアンケート⁶、就学前児童保護者の「子育てを主に行っている方」では、「父母ともに」が 63.3%、「主に母親」が 34.7%「主に父親」が 0.1% となっており、父母いずれかのうちでは母親が子育てを担う状況が多くなっています。一方、「母親の就労状況」では、「フルタイムで就労している」が 45.9%、「パート・アルバイト等で就労している」が 30.1%と、幼児期でも母親が就労する傾向が強くみられ、幼児期の保育ニーズへの対応は引き続き重要です。

子育て世帯の地域交流の充実

地域子育て支援拠点事業により、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。

保育事業の運営向上

施策の方向

通常保育事業を運営し、保育士の人材確保・資質向上に努めます。あわせて、市内全保育所で心身に障がいのある児童の受け入れ体制を整え、こどもたちがすこやかに成長できる保育事業に取り組みます。

多様な子育てニーズに対応した保育支援

保護者の負担軽減のため、保育所利用者を対象に、時間外保育を行います。保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において不定期で一時的に預かります。また、病気の回復期にあるこどもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料

5 令和8年4月1日時点。

6 「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」p49(母親の現在の就労状況)、p50(子育てに関わっている人)。

具体的な取り組み

地域子育て支援拠点事業

1

- 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。
- 市報等により、園等での実施スケジュールについて周知します。

児童保育課

子育てサークルへの支援

2

- 地域等で実施される子育てサークルへ講師や保健師等を派遣し、相談・指導を通じて、地域での子育てを支援し、子育ての不安解消を図ります。

健康増進課

通常保育事業

3

- 保育の必要性についての認定に基づき、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）および特定地域型保育事業で保育を行います。

児童保育課

延長保育事業

4

- 保護者の負担軽減のため、保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行います。

児童保育課

特別支援保育事業

5

- 保育所において、心身に障がいのある児童の保育を行います。市内全保育所が実施体制を整えています。

児童保育課

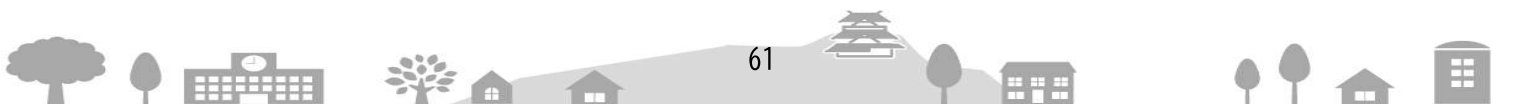
認可外保育施設

6

- 保育所と同様の乳幼児の保育を目的とする施設で保育を行います。地域的事情、規模、保護者のニーズ等を考慮しながら取り組んでいきます。
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす運営が行われているか確認し、質の確保に努めます。

児童保育課

7	<p>事業所内保育事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者を多数雇用する事業所において、様々な就労形態に応じた保育を提供している事業所内保育事業所に対し、必要に応じて立入調査等を行い、安全な保育を確保するための助言等を行います。 <p style="text-align: right;">児童保育課</p>
8	<p>預かり保育</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号認定の預かり保育を継続し、就労等で家庭保育ができない子育て世帯への支援を図ります。 <p style="text-align: right;">児童保育課</p>
9	<p>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 0歳6か月から3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で預かります。 <p style="text-align: right;">児童保育課</p>
10	<p>一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において不定期で一時的に預かります。 当該事業実施施設の周知を図ります。 <p style="text-align: right;">児童保育課</p>
11	<p>病児保育</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気の回復期にあるこどもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かります。〔病後児対応型〕 保育所等の保育中に体調不良となったこどもを保護者が迎えに来るまで緊急的に預かります。〔体調不良児対応型〕 当該事業実施施設の周知を図ります。 <p style="text-align: right;">児童保育課</p>



保育士の人材確保・資質向上

12

- 保育士となる人の就職（復職）に伴う出費の負担を軽減するため、「保育士応援事業」を実施し、準備金を給付します。
- 研修会や第三者評価等により保育士の資質向上を目指します。

児童保育課

保育士に対する障がい児支援のための研修会等の情報提供

13

- 各種研修会の情報提供を行い、保育士等の障がい児への支援に関する知識・技術の向上を図ります。

児童保育課

保育所・認定こども園等や学校における食育推進

14

- 栄養教諭、学校栄養職員と協働しながら食育の推進と学校給食指導の充実を図ります。
- 地域人材や関係団体を活用しながら食育を推進します。
- 健康づくり推進協議会、健康づくりネットワーク会議を開催し、地域住民や学校、保育会、子育て支援センター等が連携して食育を推進します。

健康増進課／学校教育課／児童保育課／学校給食課

本が育む親子の絆事業

15

- 生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期に絵本をプレゼントし、読書習慣の定着を通じて今後の人生を豊かなものとしします。
- こどもたちを対象にしたイベントを開催し、本への興味を促してこどもの読書活動の推進を図ります。

近代図書館

からつの元気な森づくり事業

16

- 林業教室を開催して林業および木材の魅力等について普及・啓発を行います。
- 唐津市産木材で制作した木工製品にふれる機会を創出することで、唐津市産木材の利用拡大および新たな担い手の確保につなげます。

農地林務課

2 学童期・思春期

1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活

現状と課題

- こどもたちを取り巻く環境は複雑に変化しています。学校での社会生活を送る中で、安心して過ごせる学校生活環境を整えていくことが必要になります。
- こども・若者アンケートの結果では、学校（卒業した学校も含む）が安心できる場所、居心地のよい場所になっていると思うかに対して「思わない」「どちらかといえばそう思わない」の回答を合わせて30.7%でした。学童期・思春期の多くの時間を過ごす学校が「そこにいたくない」場所にならないよう、こどもの視点に立った配慮も重要です。

教職員の資質向上

全教職員がこどもの人権や合理的な配慮の考え方を正しく理解し、指導方法等を工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応することで、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育を充実させます。

施策の方向

学校施設のバリアフリー化の推進

学校で安心して生活できるように、介助者などの人的配置を充実し、多目的トイレやスロープを設置するなど、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。

食育の推進

食育月間に合わせて食育の普及・啓発を行います。給食は地産地消の推進に取り組みます。



具体的な取り組み

教職員の男女共同参画意識向上の推進

1

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれない学校運営に努めるよう、校長研修会・教頭研修会などを通じて指導します。
- 男女共同参画の意識向上に向けた各種研修への参加を呼びかけます。
- 女性リーダー育成に向けた意識づけを行います。

学校教育課

学校評議員制度およびコミュニティスクール

2

- 学校、家庭および地域が連携協力しながら一体となって、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員の配置やコミュニティスクールの導入検討を行います。

学校教育課

幼保小の連携教育

3

- 児童期の指導上の問題や保育所・認定こども園等から小学校への円滑な接続を行うため、保育所・認定こども園等・小学校が連携します。
- 保育所・認定こども園・小学校等の保育士や教諭の資質向上を目的に合同研修会を実施します。

学校教育課

教育支援委員会による教育支援

4

- 児童・生徒の就学について、適正な教育支援、特別支援教育の充実および地域社会への啓発を行います。

学校教育課

フリー参観

5

- 設定された授業参観日だけでなく、いつでも参観できる環境を整えます。
- 「唐津市教育の日」の授業参観の継続とともに、学校はいつでも自由に参観できる準備があることを地域、保護者へ周知・啓発します。

学校教育課

教職員の特別支援教育に対する資質向上

6

- 全教職員が障がいの有無にかかわらず、こどもの人権への配慮を正しく理解するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を考慮し、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育を充実させます。
- 各学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施し、特別支援教育への理解促進と充実を図ります。

学校教育課

特別支援教育事業

7

- 特別な支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力し、障がいおよび発達状況に応じた細やかな支援を実施します。

学校教育課

特別支援学級の実践づくり

8

- 小・中学校において、特別支援学級の児童・生徒が通常学級と一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、ともに学ぶ環境づくりを進めます。

学校教育課

学校における障がいのある子どもに対する進路指導の充実

9

- 障がいのある子どもの有する可能性をいかし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について関係機関に働きかけます。

学校教育課

学校教育施設のバリアフリー化の推進

10

- 学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置を充実させるとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。

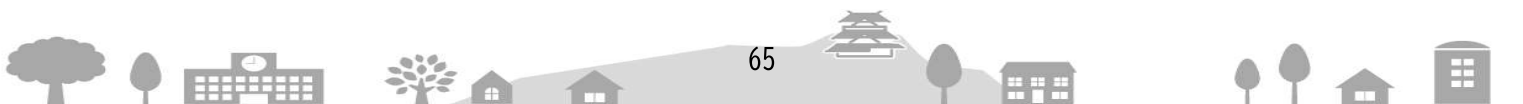
教育施設課

施設整備の推進と有効利用

11

- 年次的な改修計画を立て、社会体育施設の改修を行います。
- 学校体育施設の開放、施設の利用状況の情報提供を行います。

スポーツ振興課／教育施設課



学校等における避難

- 12
- 市立の学校等は、児童・生徒等の在校時に災害が発生し、避難の指示等があった場合または自ら必要と認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に児童・生徒等を避難させます。
 - 児童・生徒等を避難させた場合は、市、さらに市教育委員会または県教育委員会に対して速やかに連絡します。

関係各課

学校や公共施設における「生理の貧困」に配慮した支援

- 13
- 市内小・中学校や公共施設のトイレに生理用品や相談窓口案内カードを設置します。

関係各課

児童・生徒期の食事

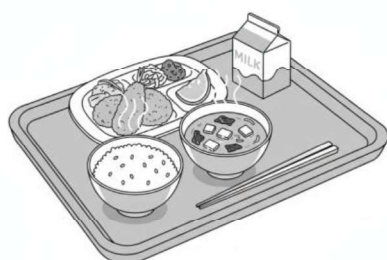
- 14
- 食育月間に合わせて食育の普及・啓発を行います。
 - 学校教育における食育の推進および健康の増進を図る栄養教諭、養護教諭等との連携を図ります。
 - 各種健康診査の必要性の説明および健康づくりを推進します。
 - 学校教育課など、関係部署との連携を図ります。

健康増進課

給食における地産地消の取り組み

- 15
- 市立小・中学校の学校給食においては、可能な限り、地元産の食材を使用した給食を提供します。

学校給食課



2 こども・若者の居場所づくり

現状と課題

- 女性の社会進出や共働きによる就労増加⁷に伴い、就学後のこどもの居場所は量・質ともに求められるものが多様化しています。本市では、市と様々な団体が連携を図るとともに、地域力をいかしながら居場所づくりに取り組んでいます。
- こども・若者アンケートの結果では、どのような“居場所”があれば利用したいと思うかで、「一人で過ごせたり、のんびりできる」が68.1%と最も多く、「いつでも行きたい時に行ける」が61.2%、「好きなことをして自由に過ごせる」が60.5%、「料金がかからない、または低額で利用できる」が55.6%、「ありのままでいられる、自分を否定されない」が36.5%と続いています。自分のペースで、自由・自然にすることができ、低額・無料といった、求められる居場所のイメージがみえてきます。
- 唐津市こども・若者ヒアリング～からつっこVOICE～2025では、住みたい街の条件に「遊ぶ場所」「安全な遊び場」「若者が気軽に集まれる場」のニーズがあり、様々な年代に合った居場所づくりが必要です。

放課後支援

放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業により、放課後等の安全・安心な居場所を確保し、こどもの健全な育成につなげます。

施策の方向

地域の力による居場所づくり

こどもの居場所サポート事業やたくましいからつっこ子育て事業など、学校や家庭、地域、民間の団体などが連携して活動を行うことにより、こども・若者が安心して、自分らしく過ごせる居場所づくりに取り組みます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料

⁷「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」p14(女性の就労状況、国勢調査)。

具体的な取り組み

放課後子ども教室推進事業

1

- こどもたちの放課後や週末等の安全・安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域の多様な方々の参画を得て、こどもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。
- 放課後児童クラブとの連携強化に向け、協議を進めます。

生涯学習文化財課

放課後児童健全育成事業

2

- 就労、疾病その他の理由により、昼間保護者が家にいない家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

児童保育課

こどもの居場所サポート事業

3

- こども食堂・こどもの居場所・こども宅食実施団体の継続した運営のための後方支援を実施します。
- 市内のこども食堂・こどもの居場所・こども宅食実施団体に関する情報を、市民や地元企業に向けて発信し、物資等の支援者や居場所の担い手の発掘につなげ、地域全体でこどもの居場所づくりを推進する体制を目指します。

こども家庭課

いきいき学ばからつっ子育成事業

4

- 学校、家庭、地域が連携して地域特性をいかした様々な活動に取り組むことで自ら学び成長意欲に満ちた児童・生徒の健全育成を図ると同時に、郷土を愛する豊かな心を育みます。
- 活動内容はプレスリリースを行い、家庭や地域に発信を行うとともに、リーフレットを作成するなど活動内容や事業効果を周知します。

学校教育課



たくましいからっ子育成事業

5

- 家庭・学校・地域が連携し、青少年の思いやりの心や社会性、主体性、創造性など心豊かな人格形成に貢献するため、自然体験、社会活動体験、郷土学習、世代間交流等の活動を実施します。

生涯学習文化財課

公民館事業

6

- 公民館主催で、料理教室や郷土歴史教室、ものづくり教室などの各種講座を開催し、学びの場の提供とともに住民同士の交流や地域のつながりの強化を図ります。また、会議室やレクリエーションルームの貸し出し、夏祭りの実施などを通して、年代を超えたふれあいの場の提供を行います。

生涯学習文化財課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料



3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケア

現状と課題

- 北部保健医療圏（唐津市・玄海町）においては、小児科医の高齢化や後継者不足により、医師不足が喫緊の課題です。小児医療体制の維持はもちろんのこと、市が行う乳幼児健診事業の適正な推進のため、小児科医の確保が求められています。
- 性感染症は、10～14歳でも感染者がおり、15～19歳になると感染者が大きく増えることがわかっています⁸。本市においても、小・中学生といった若年期からの性教育の必要性は高いと考えられます。
- 性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関して、国民の理解を進めるための法律が施行されています⁹。

小児医療体制の確保

夜間や休日などのこどもの救急医療に対応するため、地域連携小児救急センターにおいて診療を行います。また、小児科医の確保のための施策を展開します。

施策の方向

若年期の性教育の実施

若年期からの性に関する正しい知識の普及を目的として、児童・生徒を対象に、医師等による講演会等を実施し、性教育を行います。

心の教育

道徳および全教育活動の中で、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。



8 厚生労働省「性感染症報告数」。

9 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」令和5年6月23日施行。

具体的な取り組み

地域連携小児救急センター

1

- こどもの急病に対応するため、平日の20時から翌朝6時まで、土曜日の18時から翌朝6時まで、日曜日・祝日の9時から翌朝6時まで小児救急センターにおいて診療を行います。

地域医療課

性に関する指導支援事業（県事業）

2

- 若年期からの性に関する正しい知識の普及を目的に、主に小学4年生～6年生と中学2年生を対象に、学校医または産婦人科協力医等による講演会等を実施します。
- こどもの豊かな人間形成をめざし、児童・生徒が性に関する正しい知識を習得して、望ましい人間関係を構築できるよう、大学や県医師会等の関係機関と連携し、学校における性に関する指導の推進を図ります。

学校教育課／佐賀県

性や性感染症予防に関する学習

3

- 小・中学生において、エイズ教育や性教育の学習を行います。
- 発達段階を考慮しながら系統的に「エイズ教育」を継続して実施します。

学校教育課

心の教育

4

- 道徳および全教育活動の中で、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
- 年に1回、保護者や地域の方が道徳の授業に参加して学ぶ取り組みとして、「ふれあい道徳」を充実させます。

学校教育課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料

性的マイノリティに対する周知と理解の促進

- 5
- 市ホームページや広報誌等を通じた啓発活動を行い、性的マイノリティに対する理解を促進します。
 - 学校教育や生涯学習等において、性的マイノリティに関する理解を深める場や機会を提供します。
 - 「唐津市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づきパートナーシップ宣誓制度を運用し、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい環境づくりに努めます。

学校教育課／生涯学習文化財課／人権・同和対策課

デートDV防止の啓発

- 6
- 小学校高学年や中学生などに、デートDV防止の啓発を行います。

学校教育課

防煙教育

- 7
- 学童期・思春期における心身の健康、豊かな人間性を育むため、防煙教育を実施します。
 - 保健分野で発達段階に応じた指導を継続して実施します。

学校教育課



4 学童期・思春期の様々な課題への対応

現状と課題

- 近年、不登校やいじめは深刻な問題となっています。本市の令和6年度の全児童・生徒数に対する不登校児童・生徒の割合は小学校で2.27%（141人）、中学校で7.05%（212人）となっており、佐賀県全体の不登校児童・生徒の割合よりも高くなっています。不登校には様々な要因が複雑にかかわっている場合が多く、それだけで問題行動であると周囲から受け取られることのないよう配慮する対応も重要です。
- 佐賀県で検挙された刑法犯少年は、令和6年10月末時点の113人が、令和7年10月末時点では122人と増加しています¹⁰。

不登校児童・生徒への支援

不登校児童・生徒への学校復帰を目指すための細やかな支援を実施します。

いじめ防止の取り組み

児童・生徒の実態を詳細に把握するとともに、早期発見、即時対応、継続的に再発を防止します。いじめや差別をなくす人権意識・人権感覚を醸成し、よりよい人間関係を育てます。

施策の方向

学校における心理的サポート

スクールカウンセラー¹¹・スクールソーシャルワーカー¹²を通じ、問題を抱える児童・生徒に対する支援を行います。

青少年の健全育成・非行防止

青少年の健全育成および非行防止のため、相談・補導・環境浄化に関する活動と関係者との連携を推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料

10 佐賀県警察「少年非行情勢」（令和7年10月末現在）。

11 スクールカウンセラー：児童・生徒に対する相談のほか、保護者および教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う心理の専門職。

12 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が生活の中で抱えている、日常生活上の悩みやいじめ・暴力行為、虐待など様々な問題の解決にかかわる専門職。

具体的な取り組み

不登校児童・生徒への支援

1

- 各学校において学校生活に関するアンケートの結果を活用し、実態把握と児童・生徒への対応について検討します。
- 不登校児童・生徒の教育支援室（スマイル）において指導員を配置し、学校復帰に向けた生活体験活動等の実施により自立を促し、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。
- 高島小学校を不登校対策支援特認校と位置づけ、不登校児童の学校生活の取り戻しと原籍校への復帰を目指すため、細やかな支援を行います。
- 1人1台端末を活用したり、フリースクールや放課後等デイサービス等を活用した場合には、条件を満たせば出席扱いとするなど、不登校児童・生徒の学びの保障や学習意欲を認めるようにしています。

学校教育課

いじめ防止の取り組み

2

- 各学校に対し、唐津市いじめ防止基本方針を周知徹底し、いじめ事案の早期発見・早期対応に努めます。
- 各学校においていじめのアンケート等を定期的に行い、児童・生徒の実態を詳細に把握するとともに、早期発見、即時対応、継続的に再発を防止します。
- いじめ等問題対策指導員を雇用し、いじめの早期発見および未然防止に努めるとともに、各学校に助言・指導を行います。
- 各学校に対し、いじめに対する初期対応および組織的な対応の重要性について指導します。
- 魅力ある学校づくりを進めるとともに、教育活動全体を通して、いじめや差別をなくす高い人権意識と豊かな人権感覚を醸成し、いじめを生まないよりよい人間関係を育てます。

学校教育課

スクールカウンセラーの配置

3

- 小学校における教育相談機能の充実を図るため、県と連携して児童の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するカウンセラーを配置し、不登校や問題行動に対する児童や保護者へのカウンセリングを行います。
- 教職員や保護者に対する助言や、教職員を対象とした校内研修を実施します。
- スクールカウンセラー等の専門家を活用した効果的な教育相談を行います。

学校教育課

スクールソーシャルワーカーの配置

4

- 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整を行い、学校内におけるチーム体制の構築と支援を行います。
- スクールソーシャルワーカーを活用し、不登校生徒の家庭との連携やいじめ事案への適切な対応および予防への取り組みの充実を図ります。

学校教育課／生涯学習文化財課

こどもに関する総合相談業務

5

- 悩みを抱える青少年本人やその家族および保護者、教職員等の相談を受け「悩み」を一緒に考えながら支援を行います。継続相談を受けている対象者が必要な場合は専門相談を実施します。
- こどもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、スクールソーシャルワーカーが学校・家庭・地域へ訪問支援を行うとともに関係機関と連携します。

生涯学習文化財課

青少年補導業務

6

- 青少年の非行防止や青少年自身を犯罪から守るため、相談、補導、巡回、啓発等に取り組み、また青少年の健全育成に向けて、地域・学校・警察等関係機関との連携を強化します。

生涯学習文化財課

関係機関・団体と連携したパトロール活動

7

- P T Aや地域団体と連携して、登下校時間帯や夜間にこどもを見守る防犯活動を行います。

学校教育課

青少年育成について学校関係者や関係団体等との情報交換

8

- 青少年育成協議会や民生委員、駐在員、警察との定期的な情報交換の場を設定します。

学校教育課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料

3 青年期

1 就労のための支援

現状と課題

- こども大綱では、地域にかかわらず、経済的な不安がなく、良質な雇用環境のもとで将来への展望を持って生活できるようにすることや、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であるとしています。
- こども・若者アンケートの結果による居住意向では、今後も唐津市に「住み続けたい」が 59.1%と最も多く、「進学や就職で市外に出ても戻ってきたい」が 14.4%となっています。7割以上の方が本市での現在ないし将来の暮らしを希望しており、自由意見の「住み続けたいと思わない理由」も確認しながら、居住意向が上向きような取り組みを検討することも大切です。
- 唐津市こども・若者ヒアリング～からつっこVOICE～2025の中でも、10代から30代の各年代のグループで「就職先の選択肢が少ない」「収入が低い」など就職や賃金についての意見が多く聞かれ、「就職により唐津を離れ、若者が少なくなっている印象」があり、人口減少対策の観点からも商工振興や企業誘致のニーズが高いことがわかります。

企業創出のための環境整備

中小企業の経営安定に向けた取り組みを支援し、雇用の確保を図るとともに、起業を希望する人に対しセミナーや、相談窓口の情報提供を行います。

施策の方向

就労支援

企業と求職者がマッチングする機会を創出します。

企業立地の促進

若い世代のニーズに合わせた企業を積極的に誘致し、若い世代が意欲的に働けるまちを目指します。

具体的な取り組み

地域経済を牽引する企業創出のための環境整備

1

- 創業支援計画実施による相談窓口、創業セミナーの充実を図ります。
- スタートアップセミナーを実施し、スタートアップコミュニティの形成を促します。
- 創業・経営相談窓口の利用者や創業セミナー参加者へのフォローアップの強化を図ります。

商工振興課

中小企業・小規模企業の活性化

2

- 商工団体が実施する経営改善に向けた取り組みなどを支援することで、中小企業等の経営安定化、経営基盤の強化、雇用の確保を推進します。
- 資金面における負担軽減を図るため、市内金融機関に原資の預託を行い、中小企業等への融資を促進します。

商工振興課

DX促進による経営力強化

3

- 必要な専門知識やスキルを持った人材を育成するため、セミナーの開催や企業の経営課題に対し、デジタル活用による解決策を支援する相談窓口を提供するなど、企業が効率的に取り組んでいけるよう支援します。

商工振興課

唐津市合同企業相談会&面接会

4

- 企業と求職者のマッチング機会を創出するため、ハローワークと連携し合同企業就職相談会を開催します。

就業推進室

企業立地の促進

5

- 若い世代のニーズに合わせたIT関連企業などの事務系企業を積極的に誘致し、市民の雇用の受け皿となる企業を増やし、若い世代が意欲的に働けるまちを目指します。
- 多くの雇用が見込める製造系企業の誘致を推進し、労働力の市外流出について防止を図ります。

企業立地課

農林水産業における後継者・担い手の育成

6

- 新規就農者の支援、人材育成、異業種からの参加促進の取り組みを推進します。
- 林業において、若い担い手を確保するためのイメージアップや森林の価値向上を図ります。
- 他地域・他産業からの新規漁業者の確保、ICTを活用したスマート漁業の推進による漁家経営の安定化を図ります。

農政課／農地林務課／水産課

2 結婚を希望する方への支援

現状と課題

- こども大綱では、結婚の希望がかなえられない大きな理由が、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であるとし、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取り組みを推進することとしています。
- 本市の令和5年の婚姻数は395件、婚姻率（人口千対）は3.5です。
- こども・若者アンケートの結果では、独身の人に聞いた結婚についての考えで、「予定はないがぜひ結婚したい」、「予定はないができれば結婚したい」と回答した人が、合わせて56.0%となっています。結婚の希望を持つ人が過半数であり、結婚につながるような取り組みが必要と考えます。
- 唐津市こども・若者ヒアリング～からつっこVOICE～2025の中では、異性との出会いの場や結婚を考えることができる環境があることが、若者の住みたい街の条件としてあげられました。

施策の方向

出会いの場の支援

結婚を希望する男女の出会いの機会創出を支援します。

さが出会いサポートセンターの活用

佐賀県と連携し、出会いの支援に取り組むとともに周知に努めます。

具体的な取り組み

出会い創出事業

- 1 ➤ 結婚を希望する男女の出会いの機会創出を支援します。

移住定住促進課

さが出会いサポートセンターの活用（県事業）

- 2 ➤ 佐賀県が運営する結婚相談所「さが出会いサポートセンター」は、結婚を希望する男女の1対1の出会いを応援しています。唐津市内においてもサテライト会場が毎月1回開設されており、会員登録ができます。
- 佐賀県と連携し出会いの支援に取り組むとともに周知に努めます。

移住定住促進課

3 若者やその家族に対する相談体制や支援

現状と課題

- こども大綱では、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることとしています。
- こども・若者アンケートの結果で、どこかに助けてくれる人がいると思うかについて、「あてはまる」が 63.8%と最も多かったものの、「あてはまらない」との回答も 8.0%みられました。
- こども・若者アンケートの結果で、悩みごとや心配ごとがあるとき相談できると思う人を居場所の有無別にみると、「身近に相談できる人がいない」、「相談したくない」と回答した人は、自宅、学校、職場、趣味の活動、コミュニティなどが居場所になっていないと思っている人のほうが多くなる傾向がみられました。
- こども・若者アンケートの結果で、「自分には自分らしさがあると思う」、「今の自分が好きだ」、「自分の将来に明るい希望を持っている」といった自己認識を外出の状況別にみると、外出や他者との交流が少ない「出かけない」層では、自己肯定感などにつながるそれらの認識が低い傾向がみられました。

施策の方向

からつ若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15 歳～49 歳までの人に、「からつ若者サポートステーション」の周知を行います。

こころの相談

公認心理師が、仕事や育児・家庭・健康などの、誰かに聞いてほしい悩みについて対面で相談に応じます。



具体的な取り組み

からつ若者サポートステーション

1

- 働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの人に、就労に向けた専門的な相談、コミュニケーション訓練等の支援を行う「からつ若者サポートステーション」の周知を行います。

福祉総務課／佐賀労働局(厚生労働省)

こころの相談

2

- 公認心理師が、仕事や育児・家庭・健康などの、誰かに聞いてほしい悩みについて対面で相談に応じます。

健康増進課

I C Tを活用した若者への啓発

3

- 若者は対面による相談支援ではなく、インターネットで情報を得たり、SNS等で自身の困難な状況にあることを発信する機会があるため、I C Tを活用した若者への啓発を推進します。

健康増進課

